

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 9



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 1

告

示

- 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）（監理課取扱い） 7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 8
○物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）（管財課取扱い） 9
○役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）（管財課取扱い） 10

規

則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第26号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。
別表中表の部分を次のように改める。

種 別	品 名	単位	使用料	備 考
	能舞台	1 式	円 6,990	
	所作台	1 式	6,110	
	仮設鳥屋囲（揚幕付）	1 台	220	
	松羽目	1 台	1,010	
	竹羽目	1 台	1,460	

平台	1 枚	170	
開き足	1 式	170	
箱足	1 式	170	
木台	1 式	170	
け込み	1 式	170	
演台	1 台	550	
司会者台	1 台	370	
金びょうぶ	1 双	1,250	
鳥の子びょうぶ	1 双	1,250	
木支木	1 台	20	
金支木	1 台	20	
人形立	1 台	20	
移動式姿見	1 台	50	
ひ毛せん	1 枚	190	
座布団	1 枚	90	
プログラムスタンド	1 台	50	

舞台大小道具

バレエ用シート	1 枚	110	
上敷	1 枚	170	
地がすり	1 枚	920	
紗幕	1 張	920	
振落としパイプ	1 台	770	
雪籠	1 台	50	
式次第兼用黒板	1 台	50	
ドライアイスマシン	1 台	920	
スモークジェットファン	1 台	920	
客席内移動卓台	1 台	110	
指揮者台	1 台	310	
指揮者用譜面台	1 台	110	
演奏者用譜面台	1 台	50	
譜面灯	1 台	20	
演奏者用椅子	1 脚	50	
コントラバス演奏者用椅子	1 脚	50	
一畳台	1 台	110	

	一畳台掛け	1 台	110	
	角台	1 台	50	
	四本柱	1 台	50	
	太鼓焙 ^{ほう} じ台	1 台	50	
	電熱器	1 台	20	
	見台	1 台	50	
	拍子盤	1 台	50	
	面台	1 台	110	
	葛 ^{かざら} 桶 ^{おけ}	1 台	330	
	床 ^ぎ 几	1 台	50	
	頭 ^{さらし} 晒台	1 台	50	
	髪 ^{さらし} 晒台	1 台	50	
	衣 ^{しょう} 桁掛け	1 台	330	
	紅段・無紅段	1 式	110	
	めくり台	1 台	110	
	グランドピアノ（A）	1 台	11,000	調律費は，含まない。
	グランドピアノ（B）	1 台	3,730	調律費は，含まない。

楽 器		アップライトピアノ	1 台	570	調律費は、含まない。
		マリンバ	1 台	1,250	
		ドラムセット	1 式	330	
		ギターアンプ	1 台	110	
		ベースアンプ	1 台	110	
		キーボードシンセサイザー	1 台	110	
		ミキサー	1 式	170	
	県民 ホー ル	ボーダーライト	1 列	920	
		サスペンションライト	1 列	1,610	
		アッパーホリゾンライト	1 組	920	
		プロセニアムライト	1 列	1,610	
		トーメンタルタワーライト	1 組	920	
		ローアホリゾンライト	1 組	770	
		フットライト	1 式	790	
		花道フットライト	1 式	370	
		フロントサイドスポットライト	1 組	920	

舞台 照明 器具		フロントサイドスポットライト（能舞台用）	1 式	370	
		シーリングスポットライト	1 式	1,850	
		シーリングスポットライト（能舞台用）	1 式	370	
		センターピンスポットライト	1 台	1,250	
		メタルハイドライドピンスポットライト	1 台	450	
		サイドタワーライト	1 組	920	
	大ホール	照明フライダクト	1 列	1,610	
		ローアーホリゾンライト	1 式	510	
	中ホール	サスペンションライト	1 列	1,610	
		フロントサイドスポットライト	1 組	920	
		センターピンスポットライト	1 台	670	
音響関係器具		吊りマイク装置	1 式	1,840	
		カセットデッキ	1 台	920	
		MDレコーダー	1 台	920	
		C Dプレーヤー	1 台	920	
		16ミリ映写機	1 式	3,760	
		オーバーヘッドカメラ	1 式	1,610	

映像関係器具	液晶プロジェクター	1 台	2,210	
	スクリーン	1 張	1,610	
	V T R	1 式	2,230	
	D V D プレーヤー	1 式	2,230	
通信関係器具	モバイルルータ	1 式	380	
陶 芸 窯	素焼き	1 式	1,020	
	本焼き	1 式	1,470	

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第293号

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格

建設工事の種類	建設工事の標準金額	入札参加資格の格付区分
土木一式工事	48,000千円以上	A 級
	24,000千円以上48,000千円未満	B 級
	10,000千円以上24,000千円未満	C 級
	10,000千円未満	D 級
建築一式工事	77,000千円以上	A 級
	34,000千円以上77,000千円未満	B 級
	12,000千円以上34,000千円未満	C 級
	12,000千円未満	D 級
舗装工事	14,000千円以上	A 級

	14,000千円未満	B 級
	5,000千円未満	C 級
造園工事	11,000千円以上	A 級
	11,000千円未満	B 級
管工事	18,000千円以上	A 級
	8,000千円以上18,000千円未満	B 級
	8,000千円未満	C 級
電気工事	18,000千円以上	A 級
	8,000千円以上18,000千円未満	B 級
	8,000千円未満	C 級

注 県が発注する建設工事について、この表に定める建設工事の標準金額の区分に属する入札参加資格を有する建設業者が少ない場合その他特別な理由がある場合は、この表に定める建設工事の標準金額の区分を変更することがある。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県告示第294号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区 域
下 神 殿 2 地 区	次に掲げる標柱の 1 号から12号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と12号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1 号 日置市伊集院町下神殿字外園501番 2 2 号 3 号 日置市伊集院町下神殿字外園500番 4 号 日置市伊集院町下神殿字外園499番 1 5 号 6 号 7 号 日置市伊集院町下神殿字外園495番 8 号 日置市伊集院町下神殿字外園492番 9 号 日置市伊集院町下神殿字タタラ口484番 10号 日置市伊集院町下神殿字タタラ口486番 11号 日置市伊集院町下神殿字外園494番 3 12号 日置市伊集院町下神殿字外園496番 1

鹿児島県告示第295号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区 域
山 元 地 区	霧島市国分郡田の区域内の土地のうち、次に掲げる座標点の 1 点から10点までを順次直線で結んだ線及び同座標点の 1 点と10点を直線で結んだ線に囲まれた土地の区域、同座標点の11点から24点までを順次直線で結んだ線及び同座標点の11点と24点を直線で結んだ線に囲まれた土地の区域並びに同座標点の25点から34点までを順次直線で結んだ

座標点	座標値
1 点	北緯31度45分47秒5859, 東経130度47分30秒1162
2 点	北緯31度45分47秒1797, 東経130度47分30秒3245
3 点	北緯31度45分47秒2714, 東経130度47分30秒9804
4 点	北緯31度45分46秒8545, 東経130度47分31秒8746
5 点	北緯31度45分46秒4940, 東経130度47分31秒8787
6 点	北緯31度45分46秒4847, 東経130度47分30秒7533
7 点	北緯31度45分46秒0190, 東経130度47分30秒7816
8 点	北緯31度45分46秒3472, 東経130度47分29秒0647
9 点	北緯31度45分46秒5899, 東経130度47分29秒1283
10点	北緯31度45分47秒0951, 東経130度47分28秒9122
11点	北緯31度45分45秒6624, 東経130度47分31秒2715
12点	北緯31度45分45秒3923, 東経130度47分31秒5047
13点	北緯31度45分44秒9121, 東経130度47分31秒5718
14点	北緯31度45分44秒9814, 東経130度47分31秒8054
15点	北緯31度45分44秒8028, 東経130度47分32秒4483
16点	北緯31度45分44秒4828, 東経130度47分32秒5289
17点	北緯31度45分44秒7063, 東経130度47分33秒2943
18点	北緯31度45分44秒4386, 東経130度47分33秒4959
19点	北緯31度45分43秒4423, 東経130度47分32秒7583
20点	北緯31度45分43秒8757, 東経130度47分31秒7737
21点	北緯31度45分44秒2848, 東経130度47分30秒3660
22点	北緯31度45分44秒2274, 東経130度47分29秒9463
23点	北緯31度45分44秒3936, 東経130度47分29秒3008
24点	北緯31度45分45秒1565, 東経130度47分29秒7541
25点	北緯31度45分44秒5277, 東経130度47分33秒6204
26点	北緯31度45分44秒8303, 東経130度47分33秒6653
27点	北緯31度45分45秒1785, 東経130度47分34秒2804
28点	北緯31度45分45秒3306, 東経130度47分35秒6095
29点	北緯31度45分45秒2526, 東経130度47分36秒0403
30点	北緯31度45分44秒2159, 東経130度47分36秒1845
31点	北緯31度45分43秒6280, 東経130度47分36秒0294
32点	北緯31度45分43秒3580, 東経130度47分35秒2391
33点	北緯31度45分43秒4247, 東経130度47分34秒8173
34点	北緯31度45分44秒0448, 東経130度47分34秒0657

鹿児島県告示第296号

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「変更等届」を「変更等届（物品の購入等）」に改める。

別記第 4 号様式中 「変 更 等 届

年 月 日」を

「変更等届（物品の購入等）

年 月 日」に改め、「印」及び「なお、こ

の変更等届及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。」を削る。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

鹿児島県告示第 297 号

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「変更等届」を「変更等届（役務の提供等）」に改める。

別記第 4 号様式中「変更等届」を「変更等届（役務の提供等）」に改め、「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。